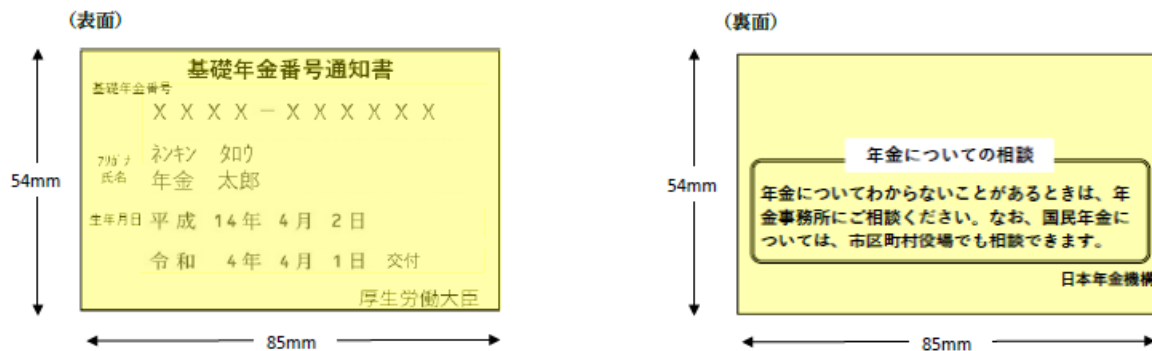


令和4年4月から年金手帳に代わり基礎年金番号通知書を発行します

令和4年4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、「基礎年金番号通知書」を発行します。

○ 基礎年金番号通知書の様式



○ 年金手帳をお持ちの方へ

年金手帳をお持ちの方には、「基礎年金番号通知書」は発行されません。令和4年4月1日以降も、年金手帳は基礎年金番号が確認できる書類としてご利用できますので、引き続き年金手帳を大切に保管してください。

▶ 年金手帳を紛失した場合

年金手帳の紛失等により令和4年4月1日以降に再発行を希望される場合は、年金手帳に代わり、「基礎年金番号通知書」の再交付を申請することができます。

※ 令和4年3月中に受付した年金手帳再交付申請書のうち、処理状況によって交付年月日が令和4年4月1日以降となる場合は、「基礎年金番号通知書」が発行されます。

○ 年金に関する照会や申請は、マイナンバーもご利用いただけます。